～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
ウズベキスタン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ

ウズベキスタン国籍の方を特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続、在留資格変更許可手続や査証発給手続といった日本側の手続が必要となります。以下に手続の概要を説明します。

●　ウズベキスタンから新たに受け入れる場合

１　雇用契約の締結

受入機関は、ウズベキスタン国籍の方をウズベキスタンから新たに特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。

なお、ウズベキスタンの制度上、送出機関の利用は任意とされており、受入機関は、民間の送出機関又は雇用・労働関係省対外労働移民庁（Agency of External Labour Migration, Ministry of Employment and Labour Relations of Uzbekistan）との間で人材募集に係る契約を締結した上で、これらを通じて人材の提供を受け、特定技能に係る雇用契約を締結する方法のほか、送出機関を通じることなく、直接ウズベキスタン国籍の方との間で特定技能に係る雇用契約を締結する方法のいずれを採ることも可能とのことです。

２　在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

３　査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日を希望するウズベキスタン国籍の方は、上記２で郵送した在留資格認定証明書を在ウズベキスタン日本国大使館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うことになります。

４　特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったウズベキスタン国籍の方は、日本での上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

●　日本に在留する方を受け入れる場合

１　雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するウズベキスタン国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。

２　在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるウズベキスタン国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、この方が地方出入国在留管理官署に対し、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、手続は完了です。

○　ウズベキスタン側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日ウズベキスタン共和国大使館

〔所在地〕〒108-0074　東京都港区高輪２丁目１－５２

〔電話番号〕03-6277-2166